

【 遅信委員会 】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件であり、いずれも成立した。また、日本放送協会（NHK）の平成8年度予算が承認された。

本委員会付託の請願1種類31件を採択した。

高度情報通信社会の構築に向けての推進方策、オウム報道等に係るTBS問題と放送の在り方等について調査を行った。

〔法律案等の審査〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案は、要介護者である郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、要介護者が預入する定期郵便貯金について、利率の特例を定めるものである。

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案は、天災その他の非常の災害に際して行われる民間の発意に基づく被災者の救援の充実に資するため、郵便振替の加入者がその口座の預り金の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施するものである。阪神・淡路大震災において多くのボランティア活動が高く評価されたことを契機に、災害ボランティア活動の支援のための環境を整備するものである。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、主たる被保険者又は配偶者たる被保険者のいずれか一方が死亡した日から年金を支払う夫婦年金保険を設けるものである。

委員会においては、以上3法案を一括して審査し、要介護者福祉への郵便貯金の取組、災害ボランティア口座創設の経緯と支援の拡充、簡易保険の財政状況と今後の見通し等郵政事業をめぐる諸問題について質疑を行い、いずれも全会一致をもって可決した。なお、郵便貯金関係の2法律案に対し、それぞれ3項目の附帯決議を行った。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、信頼性向上施設に有線テレビジョン放送業に係る施設を加えるとともに、高度通信施設整備事業又は高度有線テレビジョン放送施設整備事業を実施する者に対する通信・放送機構の助成金交付の対象範囲を拡大する等の改正を行うものである。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案は、高度通信・放送研究開発の一層の推進を図るため、通信・放送機構の業務に高度通信・放送研究開発に係る

債務保証の業務を追加するとともに、同機構が行う高度通信・放送研究開発を委託により実施することができるようとする等の措置を講じるものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、通信・放送機構の業務実績と今後の役割、公的分野を重視した情報通信基盤の整備、研究開発における官民の役割分担、情報通信における安全性の確保等の諸問題について質疑を行ない、それぞれ多数をもって可決した。なお、両法律案に対し、それぞれ2項目の附帯決議を行った。

電波法の一部を改正する法律案は、無線局の増加等にかんがみ、電波利用料を引き下げるとともに、電波利用共益費用に係る事務の例として、電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析の事務を加えるものである。

委員会においては、電波利用料額の算定方法、携帯電話等の使用上の問題点、電波利用増大に伴う周波数逼迫対策等の諸問題について質疑を行ない、全会一致をもって可決した。なお、2項目の附帯決議を行った。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求める件は、NHKの平成8年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、事業収支を赤字とした理由、国際放送及び地域放送の充実、受信料制度の理解促進、災害報道体制の強化等協会運営に関する諸問題のほか、放送に携わる者の倫理の重要性について質疑を行い、全会一致をもって承認した。なお、6項目の附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

2月20日、日野郵政大臣から郵政行政の基本施策について所信を聴取し、同月22日、マルチメディア時代における郵政三事業の在り方、郵便貯金を地方自治体の公金取扱指定機関とするための取組状況、阪神・淡路地域の復興のための簡保資金運用計画上の配慮、在日米軍等の受信料問題に対する取組、高度情報通信社会推進のための政府の取組、移動体通信の急増の現状と携帯電話による医療機器に与える影響、規制緩和の一層の推進等について質疑を行った。

3月14日、高度情報通信社会の構築へ向けての推進方策について日野郵政大臣及び郵政省当局から説明を聴取し、G7並びに主要国間における閣僚会議の動向、光ファイバケーブルの普及見通し、マルチメディア時代に向けた各省庁の協力体制、審議会制度の在り方、コンテンツの充実方策、電話の盗聴対策等について質疑を行った。

5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度郵政省関係予算の審査を行い、テレホンカードの変造防止対策、NTTの経営形態問題、放送のデジタル化とハイビジョンの関係、新郵便番号制度の導入問題、財投肥大化と郵貯の

関係、簡保の今後の経営方策等について質疑を行った。

また、オウム報道等に係るTBS問題と放送の在り方について、4月2日、株式会社東京放送代表取締役社長磯崎洋三君から同問題についての事実関係及び認識並びに今後の対応等について意見を聴き、同君、株式会社東京放送常務取締役鴨下信一君及び同常務取締役鈴木淳生君に対して、ビデオテープを見せたことを事実と認めた判断根拠、社員処分の根拠となった違反事項、報道とワイドショーの役割分担、TBSとオウム教団の癒着疑惑、番組編成の責任体制、放送倫理の確立のための取組、TBSにおける社内体制の改革状況、最近の番組審議会の審議状況、TBS問題のオウム犯罪に対する結果責任、ジャーナリストとしての外圧への対応等の質疑を行った。

5月30日、株式会社東京放送代表取締役社長砂原幸雄君から、4月30日の「坂本弁護士テープ問題」及び関連事項調査報告について報告を聴き、同君、株式会社東京放送取締役鴨下信一君、同取締役鈴木淳生君及び弁護士佐藤庄市郎君に対し、視聴率至上主義の弊害、番組審議会の在り方、検察庁へのテープ提出経緯、番組制作の外注の在り方、深夜放送自粛の理由、テープを見せたTBSの結果責任、社内調査結果と弁護士の関わり等の質疑を行った。

なお、第135回国会閉会後の平成8年1月16日から18日の3日間、福岡県及び長崎県並びに福島県及び山形県に委員を派遣した。

(2) 委員会経過

○平成8年2月6日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成8年2月20日（火）（第2回）

- 郵政行政の基本施策に関する件について日野郵政大臣から所信を聴いた。

○平成8年2月22日（木）（第3回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 郵政行政の基本施策に関する件について日野郵政大臣、政府委員、郵政省、労働省当局及び参考人日本電信電話株式会社電報事業本部長山森隆俊君に対し質疑を行った。

○平成8年3月14日（木）（第4回）

- 高度情報通信社会の構築へ向けての推進方策に関する件について日野郵政大臣から説明を、政府委員から補足説明を聴いた後、政府委員及び郵政省

当局に対し質疑を行った。

○平成 8 年 3 月 26 日（火）（第 5 回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 放送法第37条第 2 項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第 1 号）
(衆議院送付) について日野郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長川口幹夫君から説明を聴き、同大臣、政府委員、厚生省、文部省当局、参考人日本放送協会会長川口幹夫君、同協会専務理事齊藤暁君、同協会理事中井盛久君、同協会専務理事・技師長森川脩一君、同協会理事菅野洋史君、同協会理事河野尚行君及び同協会理事石渡和夫君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第 1 号＝平成 8 年度 N H K 予算）

賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、さき
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成 8 年 4 月 2 日（火）（第 6 回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- オウム報道等に係る T B S 問題と放送の在り方に関する件について以下の参考人から意見を聴いた。

株式会社東京放送代表取締役社長 磯崎 洋三君

次に、同参考人及び以下の各参考人に対し質疑を行った。

株式会社東京放送常務取締役 鴨下 信一君
同常務取締役 鈴木 淳生君

○平成 8 年 4 月 9 日（火）（第 7 回）

- 郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第63号）

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案
(閣法第64号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第65号）

以上 3 案について日野郵政大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、厚生省及び郵政省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第63号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、さき
反対会派 なし

（閣法第64号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、さき
反対会派 なし

（閣法第65号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、さき
反対会派 なし

なお、郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第63号）及び郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案（閣法第64号）についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成8年5月7日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（郵政省所管）について日野郵政大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、郵政省、警察庁、法務省、会計検査院、文部省、大蔵省、内閣官房、資源エネルギー庁、人事院、総務庁当局及び参考人日本電信電話株式会社常務取締役公衆電話営業部長早田利雄君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月23日（木）（第9回）

- 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）
通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）
以上両案について日野郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月30日（木）（第10回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- オウム報道等に係るTBS問題と放送の在り方に関する件について以下の参考人から意見を聴いた。

株式会社東京放送代表取締役社長 砂原 幸雄君

次に、同参考人及び以下の各参考人に対し質疑を行った。

株式会社東京放送取締役 鴨下 信一君

同 鈴木 淳生君

弁護士 佐藤 庄市郎君

- 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について日野郵政大臣、政府委員、建設省、郵政省、警察庁当局及び参考人通信・放送機構理事長小山森也君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第67号） 賛成会派 自民、平成、社民、二院、さき

反対会派 共産
(閣法第82号) 賛成会派 自民、平成、社民、二院、さき
反対会派 共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）について日野郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月4日（火）（第11回）

- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）について日野郵政大臣、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第68号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、さき
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年6月18日（火）（第12回）

- 請願第933号外30件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、要介護者である郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、要介護者が預入する定期郵便貯金について、利率の特例を定めようとするものである。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、郵便貯金事業が国営・非営利の個人のための貯蓄機関であることを踏まえ、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 本事業の実施に当たっては、政府全体の福祉政策との関係にも配慮しつつ、これら諸施策と十分調和をとって行うこと。
- 一 要介護者としての要件を定めるに当たっては、不公平が生じないよう十分配慮すること。
- 一 定期郵便貯金の利率の特例を定める際には、要介護者が利益を十分実感できる内容となるよう努めること。

右決議する。

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案

(閣法第64号) (先議)

【要 旨】

本法律案は、天災その他非常の災害に際して行われる民間の発意に基づく被災者の救援の充実に資するため、郵便振替の加入者がその口座の預り金の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施しようとするものである。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、郵便貯金事業が国営・非営利の個人のための貯蓄機関であることを踏まえ、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 本制度の実施に当たっては、政府全体の災害対策、ボランティア活動の支援策等との関係に配意するとともに、これら諸施策と十分調和をとって行うこと。
- 一 寄附金が郵便振替の加入者の善意の净財であることにかんがみ、寄附金の配分に当たっては、郵便振替の加入者の意向が十分反映されるよう、本制度の適正な運用に努めること。
- 一 国民のボランティア活動の活性化に資するため、ボランティア活動支援に対する国民の理解、本制度の成熟度等を総合的に勘案しつつ、今後、災害発生後直ちにボランティア活動への支援ができるような寄附の常時募集等制度の拡充に努めること。

右決議する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案 (閣法第65号) (先議)

【要 旨】

本法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、主たる被保険者又は配偶者たる被保険者のいずれか一方が死亡した日から年金を支払う夫婦年金保険の制度を設けようとするものである。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案 (閣法第67号)

【要 旨】

本法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、信頼性向上施設に有線テレビジョン放送業に係る施設を加えるとともに、高度通信施設整備事業又は高度有線テレビジョン放送施設整備事業を実施する者に対する通信・放送機構の助成金交付の業務の対象施設の範囲を拡大す

る等の改正を行おうとするものである。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 高度情報通信社会の実現に向けて、光ファイバ網の整備に係る支援措置の拡充・強化を図るとともに、その機能を十分発揮できるよう各種のアプリケーションの開発・実用化の一層の促進に努めること。
- 一 情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上を図るために、信頼性向上施設整備事業に対する各種支援措置の一層の拡充を図ることにより、災害に強い情報通信基盤を構築すること。

右決議する。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第68号）

【要 旨】

本法律案は、無線局の増加の状況等にかんがみ、電波利用料の金額を引き下げるとともに、電波利用共益費用に係る事務の例として、電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析の事務を加えようとするものである。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 電波利用料額については、最近の携帯電話等の無線局の増加状況も踏まえ、無線局の区分間の公平な負担、電波利用の実態に配慮し、適正な水準の確保に努めること。
- 一 電波利用の拡大・多様化に伴い、様々な社会問題も生じてきていることから、国民が安心して電波を利用できるよう環境の整備に努めること。

右決議する。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第82号）

【要 旨】

本法律案は、高度通信・放送研究開発の一層の推進を図るため、通信・放送機構の業務に高度通信・放送研究開発に係る債務保証の業務を追加するとともに、同機構が行う高度通信・放送研究開発を委託により実施することができるようとする等の措置を講じようとするものである。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 高度情報通信社会の実現に向けて、情報通信分野の研究開発の重要性が一層強まるにかんがみ、財政金融面を含めた施策の拡充を図るとともに、

総合的かつ計画的に研究開発を推進すること。

- 一 通信・放送機構の業務内容を積極的に公開し、成果の普及に努めるとともに、これまでの業務の実績を見極めつつ、今後機構の機能強化を含め情報通信に対する支援体制の一層の充実を図ること。

右決議する。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

（平成8年度NHK予算）

【附帯決議】

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 放送に携わる者がその倫理を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律の確保に一層努めるとともに、放送に対する国民の信頼と期待に応える豊かな放送文化を創造すること。
- 一 協会は、その財政が厳しい状況にあることを深く認識し、財政健全化のため業務全般にわたる抜本的な見直しを行い、計画的な効率化を推進し、現行受信料の維持に努めるとともに、視聴者の理解と協力が得られるよう、関連団体を含む協会全体の経営内容を積極的に開示すること。
- 一 協会は、衛星放送の普及を図り、受信契約の締結と確実な収納を行うとともに、メディアの特性を生かした放送に努めること。
- 一 障害者向け放送を広く普及するため、字幕放送等に係る制度の検討、助成制度の拡充など、情報通信を通じた福祉の増進に資する総合的な施策を展開すること。
- 一 放送の国際化に対応し、国際間の相互理解と文化交流の一層の促進を図るため、映像を含む国際放送を拡充するとともに、十分な交付金を確保すること。
- 一 放送文化に関する半世紀にわたる研究成果を十分に活用し、また、ハイビジョンを含むデジタル放送等の新たな放送技術の開発により、マルチメディア時代にふさわしい放送サービスの実現に向けて積極的に取り組むこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
63	郵便貯金法の一部を改正する法律案	参	8. 3. 1	8. 4. 4	8. 4. 9 可 決 附帯決議	8. 4. 10 可 決	8. 5. 30	8. 6. 5 可 決 附帯決議	8. 6. 6 可 決
			○ 8. 5. 30 衆本会議趣旨説明						
64	郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案	〃	3. 1	4. 4	4. 9 可 決 附帯決議	4. 10 可 決	5. 30	6. 5 可 決 附帯決議	6. 6 可 決
			○ 8. 5. 30 衆本会議趣旨説明						
65	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	〃	3. 1	4. 4	4. 9 可 決	4. 10 可 決	5. 30	6. 5 可 決	6. 6 可 決
			○ 8. 5. 30 衆本会議趣旨説明						
67	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	3. 5	5. 22	5. 30 可 決 附帯決議	5. 31 可 決	4. 18	5. 15 可 決 附帯決議	5. 17 可 決
68	電波法の一部を改正する法律案	〃	3. 5	5. 30	6. 4 可 決 附帯決議	6. 5 可 決	5. 17	5. 22 可 決 附帯決議	5. 23 可 決
82	通信・放送機構法の一部を改正する法律案	〃	3. 11	5. 22	5. 30 可 決 附帯決議	5. 31 可 決	4. 18	5. 15 可 決 附帯決議	5. 17 可 決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	8. 2. 20	8. 3. 26 (予備)	8. 3. 26 承 認 附帯決議	8. 3. 27 承 認	8. 3. 22	8. 3. 25 承 認 附帯決議	8. 3. 26 承 認